

保育施設利用判定基準表

1 基本項目採点基準

保育者の状況		区分	基本点	実施期間（最大1年間）
1 居宅外労働	常勤 自営業事業主	月160時間以上勤務 (例: 1日8時間 週5日勤務)	10	保護者の希望の範囲内
		月128時間以上勤務 (例: 1日8時間 週4日勤務)	9	
		月96時間以上勤務 (例: 1日6時間 週4日勤務)	8	
		月64時間以上勤務 (例: 1日4時間 週4日勤務)	7	
	自営協力者	月160時間以上勤務	8	
		月128時間以上勤務	7	
		月96時間以上勤務	6	
		月64時間以上勤務	5	
2 居宅内労働	常勤 自営業事業主	月160時間以上勤務	9	保護者の希望の範囲内
		月128時間以上勤務	8	
		月96時間以上勤務	7	
		月64時間以上勤務	6	
	自営協力者	月160時間以上勤務	7	
		月128時間以上勤務	6	
		月96時間以上勤務	5	
		月64時間以上勤務	4	
3 出産		月128時間以上勤務	6	産前・産後 8週間（予定期を起算点とする）
		月64時間以上勤務	4	
4 疾病・障害	疾病等	出産で親族の援助が得られない（母子手帳又は医師の証明書）	8	保護者の希望の範囲内
		入院（1か月以上）	10	
		自宅療養（安静を要す）	8	
	障害	上記以外	6	
		身体障がい者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1・2級、療育手帳A	10	
		身体障がい者手帳3級、精神保健福祉手帳3級、療育手帳B1	8	
		上記以外	6	
		入院（1か月以上）の親族の介護・看護	9	
5 介護・看護	親族の 介護・看護	自宅療養中の親族の介護・看護	7	診断書の期間（継続可）
		上記以外	5	
		震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること	10	
6 災害の復旧		就労先決定	3	復旧に要する期間
		就労未決定	2	
7 求職中		月128時間以上の就学	8	保護者の希望の範囲内
		月64時間以上の就学	6	
		上記以外	4	
8 虐待やDV		虐待やDVの恐れがあること（注1）	—	必要と認められる期間
9 その他		市長が認める場合（注2）	—	必要と認められる期間

1. 基本項目点については保護者よりの提出書類にて採点する。必要に応じて就労先等へ確認する。
2. （注1）・（注2）については関係機関と協議のうえ決定する。

2 調整項目採点基準

	ひとり親世帯（死別・離別・行方不明等）	13
	生活保護世帯	2
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	1
	子どもが障がいを有する場合	2
	産休明け育児休業明けで、就労先の雇用が継続している場合	2
	小規模保育事業等の卒園児童	3
加 点	当該園に兄弟姉妹が在園中	1
	認可外保育施設にすでに入所している場合	1
	就労先決定している場合で勤務予定時間が月160時間以上	4
	就労先決定している場合で勤務予定時間が月128時間以上	3
	就労先決定している場合で勤務予定時間が月96時間以上	2
	就労先決定している場合で勤務予定時間が月64時間以上	1
	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合（注3）	—
	その他市長が認める場合（注4）	—
減 点	保育料を3ヶ月分以上滞納している場合	-3

1. 2項目以上の加点が該当する場合は高い方を加点する。
2. 加点及び減点が両方該当する場合は両方を合算する。
3. 生計中心者とは主に保育児童台帳の保護者欄に記載している者をいう。状況により税の扶養・健康保険の扶養等を確認する。
4. （注3）・（注4）については関係機関と協議のうえ決定する。

3 判定点計算式

父の基本項目点+母の基本項目点+調整項目点=合計点

1. 合計点数の高い順に入所を決定する。
2. 保育者が市内教育・保育施設（注5）において保育士等（注6）として、勤務しているまたは勤務することが決定している場合、合計点数に6点加点する。
3. 合計点数が同じ場合は、保育の必要性の程度を世帯状況等から総合的に審査し入所の可否を決定する。
(注5) 教育・保育施設：保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設
(注6) 保育士など：保育士、幼稚園教諭、保育教諭